

あきる野市自殺対策推進協議会公開要領

第1 趣旨

この要領は、あきる野市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公開基準

協議会の会議（以下「会議」という。）は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) あきる野市情報公開条例（平成9年条例第17号。以下「公開条例」という。）第9条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を行うとき。
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されることが明らかに想定されるとき。

第3 公開の方法

1 会議の公開は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 会場に傍聴席を設けること。
 - (2) 会議資料（公開条例第9条各号に掲げる情報に該当する事項は除く）は、傍聴人に配布すること。
- 2 会議録（公開条例第9条各号に掲げる情報に該当する事項は除く）は、公開すること。

第4 会議開催の事前公表

会議の開催は、原則として開催日の1週間前までにあきる野市ホームページ等に公表する。

第5 傍聴

- (1) 傍聴人の定員は、5人以内とする。ただし、会議を開催する会場の都合により定員を変更することができる。
- (2) 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、若しくは妨げとなるような行為をするとき、又は指示した事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

第6 傍聴の受付

傍聴の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 傍聴希望者には、会議開始予定時刻の30分前から10分前までの間に会場入口で傍聴整理券を配付し、定員を超えた場合は抽選で傍聴人を決定する。なお、会議開始予定時刻の10分前を過ぎても定員に満たない場合は、会議開始予定時刻まで先着順により定員に達するまで受付を行う。
- (2) 会議開始後は、傍聴希望者が定員に満たない場合であっても受付は行わない。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。